

(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 4 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年2月3日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成28年2月3日（水）付 宮崎日日新聞

※平成28年2月18日（木）及び19日（金）に開催する説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報もろつか2月号（平成28年2月1日（月）発行）

・広報五ヶ瀬2月号（平成28年2月10日（水）発行）

③インターネットによるお知らせ

平成28年2月3日（水）から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・宮崎県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3-2参照）

<http://www.jre.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 2箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・諸塙村役場

- 宮崎県東臼杵郡諸塙村大字家代 2683（1階　村民ホール）

- ・五ヶ瀬町役場東通村役場

- 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地（2階　企画課）

②インターネットの利用による縦覧

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社　ホームページ

- <http://www.jre.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 28 年 2 月 3 日（水）から平成 28 年 3 月 3 日（木）まで

- （土・日曜日、祝日を除く。）

- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に開催した。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①平成28年2月18日（木）

・開催時間及び場所：

18:30～20:00 諸塚村小原井生活改善センター

(宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山3763-1)

来場者数：17名

②平成28年2月19日（金）

・開催時間及び場所：

18:30～20:00 五ヶ瀬町 荒踊の館

(宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3216-1)

来場者数：17名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年2月3日（水）から平成28年3月17日（木）まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は13件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>①バットディテクターは周波数解析が可能な方式で録音調査を行い、対象事業実施区域内のコウモリ類の活動および集中場所を把握する必要がある。</p> <p>②録音された音声の頻度や周波数については、コウモリの専門家に意見を求め、種あるいは飛翔高度のグループ分けを行う必要がある。</p> <p>③隣接した建設中の風力発電機稼働後によるバットストライクの有無についての調査を行い、本事業の評価に加える。</p>	<p>①対象事業実施区域内のコウモリの生息状況については、バットディテクターによる調査で把握に努めます。また、ハープトラップ調査を行うことで、種の特定に努めて参ります。</p> <p>②現地調査結果についてはコウモリの専門家に意見聴取を行うこととしております。</p> <p>③隣接する風力発電機においては、稼働後のバットストライク調査を行う計画としていますが、稼働時期を考慮して、本環境影響評価への反映を検討致します。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の調査手法・時期・回数について 宮崎県には、オヒキコウモリやノレンコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、モモジロコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ユビナガコウモリなど希少コウモリ類が生息する。これらコウモリ類は夜間飛翔するため風車にぶつかり死亡するおそれがある。しかし方法書に記載した調査手法・調査地点・調査時期・調査回数では単なる『コウモリ相の把握』(どんな種がいるかのみ)しかできず、影響予測に必要な情報(コウモリの出現頻度、出現時期・出現時間帯、出現高度など)が十分に得られないのではないか。 ・コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリへの影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要十分な調査については、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、必ずバットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家にヒアリングを行うべきではないのか。 ・コウモリ類の保全対策、供用後のモニタリングの実施 現地調査によりコウモリ類への影響が予測される場合、保全対策と供用後のモニタリング手法については事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、必ずバットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家に、調査手法や調査時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書作成時にコウモリの専門家への意見聴取を実施し、現地調査の調査手法、時期、回数について設定しており、影響予測に必要な情報は得られるものと考えております。 ・現地調査については、事業者や委託先の調査会社の独自の判断によることなく、コウモリ類の専門家へのヒアリングを行った上で、実施致します。また、現地調査結果についても、専門家に意見聴取を行うこととしております。 ・現地調査によりコウモリ類への影響が予測される場合、保全対策と供用後のモニタリング手法については事業者とその委託先である調査会社の独自の判断によることなく、コウモリの専門家に意見聴取した上で検討致します。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（2）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>現在、貴社が環境影響評価方法書（以下「方法書」と言う。）を縦覧している第二中九州大仁田山風力発電事業について、対象事業実施区域（以下「計画地」と言う。）に風力発電施設を建設した場合、環境省レッドリストの絶滅危惧 IB 類で、かつ宮崎県レッドリストに掲載されている、国内希少野生動植物種のクマタカにおいて衝突死（以下、バードストライクと言う）等の影響が発生する危険性が高く、また、サシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路に対しても障壁効果等の影響を与えることが懸念される。</p> <p>そのため、計画地およびその周辺において、一般的な環境影響評価より質、量とも十分で詳しい調査を行い、クマタカの生息および猛禽類の渡りの状況を把握したうえで、適切な保全措置を講じることを求める。</p> <p style="text-align: center;">理由</p> <p>(1)方法書によると、現在、建設工事中の中九州大仁田山風力発電事業予定地周辺（以下「建設地」と言う。）において、クマタカ（平成 24 年および 25 年の調査）が 3 つのエリア（北東ペア、南東ペア、西ペア）に生息していることが分かっている。この他、さらに 3 番いがの計画地周辺に生息していることが分かった。計画地周辺に営巣地が 2 カ所あることも分かっている。クマタカは過去に風車によるバードストライクに遭った事例があることから、計画地周辺での風車の建設はバードストライク等の影響が発生する可能性が高いと考える。</p> <p>(2)方法書によると、建設地で実施された希少猛禽類調査で、サシバが平成 24 年秋に 27 回、25 年秋に 17 回、ハチクマが 24 年秋に 5 回、ハイタカが 24 年秋に 14 回、ツミが 24 年秋に 8 回確認されている。また、平成 27 年 4 月にはサシバの渡りと考えられる飛翔を 23 回記録している。</p> <p>さらに、方法書にある専門家の意見でも「本州または朝鮮半島から渡ってくるルートは中央山地を利用している可能性があると言われており、当該地域もその一部に該当すると思われることから</p>	<p>クマタカの生息状況の確認及びサシバやハチクマ等の猛禽類の渡りに係る調査については、専門家へのヒアリングを踏まえて適切に実施します。</p> <p>(1)クマタカを含む希少猛禽類調査に関しましては、平成 27 年 1 月より実施しており、隣接する「中九州大仁田山風力発電事業」の調査結果も踏まえて、クマタカを対象とした詳細な調査を実施し、周辺に生息している 3 ペアの全ての営巣地を特定致しました。</p> <p>対象事業実施区域より西側のエリア A、エリア B エリア C それにペアが生息しているものと考えられます。このうち、エリア A とエリア B では平成 27 年 3 月に営巣木が確認されました。3 月に抱卵が確認されたが、4 月にエリア B、5 月にエリア A でそれぞれ営巣放棄が確認されました。エリア C のペアは若鳥に餌を与えており、家族期が継続しているものと考えられました。2 営巣期目の平成 27 年 1 月の調査では、エリア C の巣が確認されました。3 月の調査では周辺に生息している 3 ペアのうちエリア B とエリア C の 2 ペアの抱卵が確認され、残りのエリア A の 1 ペアについても抱卵の可能性があります。</p> <p>今後、調査結果をもとに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）や「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年）に準拠し、予測評価を行うことで、配慮書以降の事業計画の策定（風車の位置・規模の検討等）について検討を行ってまいります。</p> <p>(2)隣接する「中九州大仁田山風力発電事業」の環境影響評価調査時においても渡り調査を実施しており、ご指摘のとおり、渡りのサシバが確認されております。（平成 24 年 9 月、10 月、平成 25 年 3 月、5 月にそれぞれ実施しております。加えて、平成 25 年 10 月にも一般鳥類調査時に渡りについても注視して記録しております。）</p> <p>また、専門家からもご意見を頂いていることから、当環境影響評価においても、渡りに関する調査を行い、移動経路の阻害やバードストライクに関する</p>

<p>サシバの秋の渡りのルートにも留意していただきたい」と述べられている。また、「サシバと同じルートをハチクマが利用している可能性がある。サシバより約1カ月早い時期に渡りを開始するので、こちらも留意してもらいたい」と指摘されている。</p> <p>これらのことから、計画地一帯にはサシバを中心とする希少猛禽類の渡り経路が存在しており、風車の建設がバードストライクまたは障壁効果による渡り経路の変更といった影響をこれらの鳥類に与えると考える。</p> <p>(3)日本野鳥の会宮崎県支部が2014年9月14日に計画地周辺で鳥類調査を行った結果、大仁田山南側でクマタカの飛翔を3回(4羽)記録した。また、2羽のサシバが計画地の稜線上すれすれを北から南へ飛翔したことを確認した。1日だけの調査でも大仁田山周辺や南側でクマタカ等の猛禽類が頻繁に活動していることが確認された。</p> <p>また、この調査ではアカヤマドリ(宮崎県レッドリスト準絶滅危惧種)など21種の鳥類を記録している。貴社が作成した配慮書では、計画地内でルリビタキ(宮崎県レッドリストで絶滅危惧II類)、カッコウ(同準絶滅危惧種)、オオルリ(同準絶滅危惧種)など10種、計画地周辺でもハチクマやコノハズク(同)、ヤイロチョウ(同絶滅危惧IB類)、サシバ(同準絶滅危惧種)など、希少種を含む24種の鳥類の生息およびその可能性を指摘し、重要種として指定している。</p> <p>これらのことから、計画地での風車の建設は、猛禽類を含む多くの希少鳥類の生息に対し、少なからず影響を及ぼすものと考える。</p> <p>(4)専門家も指摘しているようにフクロウ類の調査が不足している。フクロウ、オオコノハズク、夏鳥のコノハズク、アオバズク、数の少ないヨタカを主な対象とした夜間調査も実施すべきである。</p> <p>(5)方法書の第7.1-2表(4)にある「重大な環境影響が考えられる事項についての評価の結果」の動物の部分において、「渡り鳥や猛禽類等の鳥類について、バードストライクの重大な影響が避けられないとの結論に至った場合は、風力発電機の配置等の検討を行う」と保全措置を述べているが、「バードストライクだけでなく、障壁影響による「渡り経路の変更」および「生息地の放棄(事実上の生息地からの追い出し)」といった影響についても、影響の回避または低減策を検討すべきである。</p> <p>以上の理由から、計画地およびその周辺において、一般的な環境影響評価よりもさらに詳しい調査を求めるところである。</p> <p>貴社においても、風車の建設にあたっては、野鳥の生息状況等を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、適切な対応をとることを強く求める。</p>	<p>る影響について予測を行うこととしております。</p> <p>(3)クマタカ以外の重要な鳥類についても、現地調査において生息状況を把握し、それらの調査結果を踏まえて、生息環境への影響について予測・評価を行ってまいります。</p> <p>(4)フクロウ、オオコノハズク、夏鳥のコノハズク、アオバズク、数の少ないヨタカを主な対象とした夜間調査を実施しております。</p> <p>(5)「渡り経路の変更」および「生息地の放棄(事実上の生息地からの追い出し)」といった影響については、最新の情報を収集するとともに、専門家の意見もふまえて、影響の回避または低減策を検討に努めることとします。</p> <p>上記のとおり、頂きました貴重なご意見、当該地域の地域特性、隣接する「中九州大仁田山風力発電事業」の調査結果も踏まえることで、詳細な環境影響評価調査を行い、野鳥の生息状況等の的確な把握に努め、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切に対応しつつ、計画を進めて参ります。</p>
---	---

○日刊新聞紙における公告

宮崎日日新聞（平成 28 年 2 月 3 日（水））

<p style="text-align: right;">お知らせ</p> <p>「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。</p>	
一、事業者の名称 代表者の氏名 事務所の所在地	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 代表取締役 中川 隆久 東京都港区六本木六丁目一番三十一号
二、対象事業の名称 種類	(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 風力発電所設置事業 規模
三、対象事業実施区域 縦覧の場所	六本木ヒルズノースタワー十五階 六本木ヒルズノースタワー十五階 風力発電機の基数 四ヶ七基 発電設備出力 最大一四〇〇〇キロワット
四、時間	土・日を除く午前九時から午後五時まで
五、期間	平成二十八年一月三日（水）から 平成二十八年三月三日（木）まで
六、意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。平成二十八年三月十七日（木）までに左記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間	電子縦覧は次のウェブページにて実施する。 http://www.jre.co.jp/
一、諸塙村 小原井生活改善センター (宮崎県東臼杵郡諸塙村大字七ツ山三七六三一一)	諸塙村役場 村民ホール 諸塙村役場 村民ホール
二、五ヶ瀬町 荒踊の館 (宮崎県東臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所三二六番地二)	五ヶ瀬町役場 企画課 五ヶ瀬町役場 企画課
三、問い合わせ先 二月十九日（金）十八時三十分より 二月十八日（木）十八時三十分より	（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 〒一〇六一〇〇三一 東京都港区六本木六丁目一番三十一号 六本木ヒルズノースタワー十五階 電話 〇三(六四五五)四九〇〇 担当 岩澤、高橋

○インターネットによる「お知らせ」

(宮崎県のウェブサイト)

● 評価書等の総覧情報

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業」の方法書を総覧しています。(平成28年3月3日まで)
詳しくは事業者のホームページを御覧ください。
[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ](#)

● 公聴会の開催情報

現在、公聴会の開催予定はありません。

● 宮崎県環境影響評価専門委員会の開催情報

現在、専門委員会の開催予定はありません。

(環境影響評価法に基づく手続等についてはこちらから【環境省・環境影響評価情報支援ネットワーク】)
<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>

▶ このページの内容についてのお問い合わせ

〒880-8501
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県環境森林部環境管理課
電話 : 0985-26-7082
FAX : 0985-38-6210

ページを印刷する

[宮崎一温暖化](#) [宮崎一エコ\(eco\)](#) [宮崎一大気汚染](#) [宮崎一ごみ](#) [宮崎一温室効果ガス](#) [宮崎一PM2.5](#) [宮崎一学習・イベント](#) [宮崎一学習・講座](#)
[宮崎一廃棄物](#) [宮崎一次世代エネルギーパーク](#)

問い合わせ先 宮崎県環境森林部環境管理課
〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1
TEL.0985(26)7084

ページの先頭に戻る

Copyright © MIYAZAKI Pref. All rights reserved.

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(1)

【環境影響評価方法書の縦覧について】



(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

ニュース

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価方法書」
(以下、「方法書」)を平成28年2月2日付で経済産業大臣に届け出るとともに、宮崎県知事、五ヶ瀬町長
及び諸塙村長に送付しました。

方法書について、下記のとおり、縦覧の実施及び説明会を開催します。

【方法書の縦覧について】

縦覧場所・時間 五ヶ瀬町役場企画課：午前9時～午後5時
諸塙村役場 村民ホール：午前9時～午後5時

縦覧期間 平成28年2月3日（水）～平成28年3月3日（木）
(土・日・祝祭日を除く)

インターネットによる縦覧

※Windows7 Internet Explorer11でご覧いただけます。
それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

【環境影響評価方法書の縦覧について】

■方法書
▶ 表紙目次 PDF
▶ 第1章 第一理事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 PDF
▶ 第2章 対象事業の目的及び内容 PDF
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
▶ 3.1 自然的状況 PDF
▶ 3.2 社会的状況 PDF
▶ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 PDF
▶ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 PDF
▶ 第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 PDF
▶ 第7章 その他環境省令で定める事項 PDF
▶ 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 PDF
▶ 要約書 PDF

【意見書の提出について】

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦観場所に備え付けの意見書箱に投函(平成28年3月17日(木)まで)

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 風力プロジェクト本部宛

(平成28年3月17日(木) 当日消印有効)

[意見書用紙 PDF](#)

【説明会の開催について】

会場	日時
諸塙村 小原井生活改善センター (宮崎県東臼杵郡諸塙村大字七ツ山3763-1)	平成28年2月18日(木) 午後6時30分～午後8時
五ヶ瀬町 荒踊の館 (宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3216番地1)	平成28年2月19日(金) 午後6時30分～午後8時

【お問合せ先】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
風力プロジェクト本部 担当 岩澤桃子、高橋淳
電話 03-6455-4900
(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

○ご意見記入用紙

「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただけます。下記の意見書の郵送先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 風力プロジェクト本部 宛

○意見書の提出期限 平成 28 年 3 月 17 日(木)[当日消印有効]

意見書

平成 28 年 月 日

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。